SENKO

第103回　定時株主総会
招　集　ご　通　知

日　時

2020年６月25日（木曜日）午前10時

書面又はインターネット等による議決権行使期限
2020年６月24日（水曜日）午後６時15分まで

場　所

大阪市北区大淀中一丁目１番30号
梅田スカイビル タワーウエスト3階
ステラホール

本年は、お土産のご用意はございません。また株主総会終了後の株主懇談会も中止とさせていただきます。
何卒ご理解いただきますようお願い申しあげます。

決議事項

第１号議案	剰余金の処分の件
第２号議案	会計監査人選任の件
第３号議案	取締役（社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

新型コロナウイルスに関するお知らせ

・新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、株主総会へのご出席に際しましては、株主総会開催日時点での流行状況やご自身の体調をご確認のうえ感染防止にご配慮いただきますようお願い申しあげます。
・株主総会会場において株主の皆様の安全に配慮した感染防止の措置を講じる場合がございますのでご協力いただきますようお願い申しあげます。
・書面、インターネットによる事前の議決権行使のご活用もよろしくお願い申しあげます。

証券コード 9069

センコーグループホールディングス株式会社

目　次

■第103回定時株主総会招集ご通知 …… 1

(添付書類)
■事業報告 …… 6

■連結計算書類 …… 25

■計算書類 …… 28

■監査報告書　謄本 …… 31

■株主総会参考書類 …… 36

(証券コード9069)
2020年６月10日

株　主　各　位

東京都江東区潮見二丁目８番10号
センコーグループホールディングス株式会社
代表取締役社長　福　田　泰　久

第103回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申しあげます。
　さて、当社第103回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

**　なお、当日のご出席に代えて、書面又はインターネット等の方法によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討下さいまして、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき2020年６月24日（水曜日）午後６時15分までに到着するようご送付いただくか、当社の指定する議決権行使サイト（https://evote.tr.mufg.jp/）より議決権をご行使いただきますようお願い申しあげます。**

敬　具

記

１．日　　時　2020年６月25日（木曜日）午前10時
２．場　　所　大阪市北区大淀中一丁目１番30号
　　梅田スカイビル　タワーウエスト3階　ステラホール
３．目的事項
　報告事項　1.第103期（2019年４月１日から2020年３月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
　　2.第103期（2019年４月１日から2020年３月31日まで）計算書類報告の件
　決議事項
　　第１号議案　剰余金の処分の件
　　第２号議案　会計監査人選任の件
　　第３号議案　取締役（社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

4．招集にあたっての決定事項

本総会の招集に際して株主の皆様に提供する書面のうち、連結注記表及び個別注記表につきましては、法令及び当社定款第16条の規定に基づきインターネット上の当社ウェブサイト（https://www.senkogrouphd.co.jp/ir/stock_info/general_meeting/）への掲載をもって株主の皆様に対する書面の提供とみなさせていただきます。

従って、本招集ご通知の添付書類は、会計監査人及び監査役が会計監査報告及び監査報告を作成するに際して監査をした連結計算書類又は計算書類の一部であります。

以　上

・当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出下さいますようお願い申しあげます。
・株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合はインターネット上の当社ウェブサイト（https://www.senkogrouphd.co.jp/）に掲載させていただきます。
・株主総会会場において株主の皆様の安全に配慮した感染防止の措置を講じる場合がございますのでご協力いただきますようお願い申しあげます。なお、今後の状況により株主総会の運営に大きな変更が生じる場合はインターネット上の当社ウェブサイト（https://www.senkogrouphd.co.jp/）でお知らせいたしますのでご確認下さい。

【議決権の行使等についてのご案内】

1．書面並びにインターネットによる議決権行使が重複してなされた場合の取扱い

書面とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきますのでご了承下さい。

2．インターネットによる議決権行使が重複してなされた場合の取扱い

インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。また、パソコン、スマートフォンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合も、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

3．インターネットによる議決権行使のご案内

インターネットにより議決権を行使される場合は、下記事項をご確認のうえ、行使していただきますようお願い申しあげます。

当日ご出席の場合は、郵送（議決権行使書）又はインターネットによる議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

記

⑴　議決権行使サイトについて

①インターネットによる議決権行使は、パソコン、スマートフォン又は携帯電話から、当社の指定する議決権行使サイト（https://evote.tr.mufg.jp/）にアクセスしていただくことによってのみ実施可能です（但し、毎日午前２時から午前５時までは取り扱いを休止します。）。

②パソコン又はスマートフォンによる議決権行使は、インターネット接続にファイアーウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、proxyサーバーをご利用の場合、ＴＬＳ暗号化通信を指定されていない場合等、株主様のインターネット利用環境によっては、ご利用できない場合もございます。

③携帯電話による議決権行使は、セキュリティ確保のため、ＴＬＳ暗号化通信及び携帯電話情報の送信が不可能な機種には対応しておりません。

④インターネットによる議決権行使は、2020年６月24日（水曜日）の午後６時15分まで受け付けいたしますが、お早めに行使していただき、ご不明な点等がございましたらヘルプデスクへお問い合わせ下さい。

⑵　インターネットによる議決権行使方法について

①パソコン、携帯電話による方法

・議決権行使サイト（https://evote.tr.mufg.jp/）において、議決権行使書用紙に記載された「ログインＩＤ」及び「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って賛否をご入力下さい。

・株主様以外の第三者による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承下さい。

・株主総会の招集の都度、新しい「ログインＩＤ」及び「仮パスワード」をご通知いたします。

②スマートフォンによる方法

・議決権行使書用紙に記載の「ログイン用ＱＲコード」をスマートフォンにより読み取ることで、議決権行使サイトに自動的に接続し、議決権行使を行うことが可能です。
（「ログインＩＤ」及び「仮パスワード」の入力は不要です。）

・セキュリティの観点からＱＲコードでのログインは１回のみとなります。
２回目以降は、ＱＲコードを読み取っても「ログインＩＤ」「仮パスワード」の入力が必要になります。

・スマートフォン機種によりＱＲコードでのログインができない場合があります。
ＱＲコードでのログインができない場合には、上記⑵①パソコン、携帯電話による方法にて議決権行使を行って下さい。

※ＱＲコードは㈱デンソーウェーブの登録商標です。

⑶　議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用について

議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金等）は、株主様のご負担となります。また、携帯電話等をご利用の場合は、パケット通信料・その他携帯電話等利用による料金が必要になりますが、これらの料金も株主様のご負担となります。

システム等に関するお問い合わせ
三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社　証券代行部（ヘルプデスク）
電話　0120-173-027　（受付時間　9:00～21:00、通話料無料）

＜議決権電子行使プラットフォームについて＞
管理信託銀行等の名義株主様（常任代理人様を含みます。）につきましては、株式会社東京証券取引所等により設立された合弁会社株式会社ＩＣＪが運営する議決権電子行使プラットフォームの利用を事前に申し込まれた場合には、当社株主総会における電磁的方法による議決権行使の方法として、上記のインターネットによる議決権行使以外に、当該プラットフォームをご利用いただくことができます。

以　上

（添 付 書 類）

事　業　報　告

（2019年４月１日から
2020年３月31日まで）

１．企業集団の現況に関する事項

⑴　事業の経過及びその成果

当連結累計期間（２０１９年４月１日～２０２０年３月３１日　以下「当期」）における日本経済は、雇用・所得環境の改善が続いたものの、米中の貿易摩擦による海外経済の減速顕在化、消費増税前の駆け込みと増税後の反動などにより、先行き不透明な状況で推移いたしました。

特に、第４四半期に発生した新型コロナウイルス感染拡大の影響により、非常に厳しい経営環境となりました。

このような中、当社グループは中期経営５ヵ年計画「センコー・イノベーションプラン２０２１（ＳＩＰ２１）」の３年目として、業容の拡大と強化などに取り組んでまいりました。

当期の主な取り組みは、以下のとおりであります。

物流事業では、センコー株式会社が５月に「印西ロジスティクスセンター」（千葉県印西市）、１０月に「大分ＰＤセンター」（大分県大分市）を、２月に「尼崎ＰＤセンター」（兵庫県尼崎市）をそれぞれ稼働させました。

また、株式会社ランテックが７月に「関西支店」（兵庫県西宮市）で冷凍冷蔵倉庫を稼働させました。

海外では、タイの大手外食チェーングループである「MK Restaurant Group Public Company Limited」との合弁会社である「M-Senko Logistics Co., Ltd.」が１０月に３温度帯（冷凍・冷蔵・常温）の「M－ＳＥＮＫＯ ロジスティクスセンター」を稼働させタイ国内でのコールドチェーン展開を図っています。

商事・貿易事業では、アスト株式会社が大手量販店グループ向けの家庭紙製品の取扱いを全国的に開始いたしました。

ライフサポート事業では新規出店を積極的に進めています。デイサービス店舗などを運営する株式会社ビーナスは１１ヵ所、フィットネスジムなどを運営する株式会社ブルーアースジャパンは初めての海外進出となるフィリピンのセブ島を含む６ヵ所、住宅型老人ホームなどを運営する株式会社けいはんなヘルパーステーションは２ヵ所新規出店いたしました。

ビジネスサポート事業では東京都江東区潮見の本社敷地内で建設を進めていた「東京

イーストサイド ホテル櫂会」が２月にグランドオープンいたしました。

環境負荷低減への取り組みについては、日本物流団体連合会から、６月にセンコー株式会社と株式会社ランテックがそれぞれ「物流環境特別賞」を、１１月にセンコーグループ４社が「モーダルシフト取り組み優良事業者賞」を受賞いたしました。

当期の連結営業収益は、拡販や料金改定の効果、物流センターの開設効果、海外のグループ会社及びライフサポート事業会社を連結子会社化したことなどにより５，７００億３０百万円と対前期比４０４億２１百万円の増収となりました。利益面におきましては、外注費の上昇などのコストアップ及び新型コロナウイルスの感染拡大の影響がありましたが、先に述べた増収効果、生産性向上の取り組みなどにより、連結営業利益は２０６億５６百万円と対前期比１０億２４百万円の増益、連結経常利益は２０７億４４百万円と対前期比８億６８百万円の増益となりました。親会社株主に帰属する当期純利益は１２０億８１百万円と対前期比３億９９百万円の増益となりました。

当期の業績をセグメント別にご説明いたしますと、以下のとおりであります。

(物流事業)
前期並びに当期に稼働させた物流センターの開設効果、拡販や料金改定の効果、海外のグループ会社７社を連結子会社化したことなどにより、営業収益は３，９２７億２８百万円と対前期比１７３億４３百万円の増収、セグメント利益は１７８億４７百万円と対前期比１６億３７百万円の増益となりました。

(商事・貿易事業)
大手量販店グループ向けの家庭紙の拡販などがありましたが、外注費の上昇などのコストアップがあり、営業収益は１，６１３億１４百万円と対前期比１９０億２０百万円の増収、セグメント利益は２１億１９百万円と対前期比１億６０百万円の減益となりました。

(その他事業)
飲食事業を展開する株式会社ライフイートを連結子会社化したこと、介護・フィットネス店舗の新規出店、ホテル開業などによる事業拡大がありましたが、新型コロナウイルスの感染拡大の影響を受け、営業収益は１５９億８７百万円と対前期比４０億５７百万円の増収、セグメント利益は１４億１９百万円と対前期比２億６０百万円の減益となりました。

⑵ 設備投資の状況

当期中において実施いたしました当社グループの設備投資の主なものは、以下のとおりであります。

①当期中に完成した主要設備

㈱ランテック関西支店	（兵庫県西宮市・延床面積　14,485.82㎡）
センコー㈱大分ＰＤセンター	（大分県大分市・延床面積　11,999.00㎡）
Ｍ－ＳＥＮＫＯロジスティクスセンター	（タイ王国・延床面積　26,025.25㎡）

②当期中において継続中の主要設備の新設、拡充

㈱ランテック門司支店	（北九州市門司区）
センコー㈱岐阜羽島ＰＤセンター	（岐阜県羽島市）
センコー㈱泉南ＰＤセンター	（大阪府泉南市）
センコー㈱湾岸弥富ＰＤセンター	（愛知県弥富市）
センコー㈱岩槻物流新拠点（仮称）	（さいたま市岩槻区）

⑶ 資金調達の状況

該当する事項はありません。

⑷ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

株式の追加取得を行った主な連結子会社

Skylift Consolidator（Pte）Ltd.　（シンガポール共和国・出資比率100.0%）

⑸ 対処すべき課題

世界的な拡大を見せる新型コロナウイルス感染症により、景気の先行きは極めて不透明な状況にあり、当社グループの業績にも大きな影響を与える懸念があります。

このような状況のもと、当社グループは、新型コロナウイルスへの対応を緊急課題と位置づけ、人命第一・雇用確保を大前提として、社会インフラである事業継続に全社一丸となって取り組みます。

また、ビジネス環境の変化をチャンスととらえて、新たな事業領域や手法へ挑戦し、持続的な成長を目指すとともに、労働環境の整備や従業員満足を向上させることで、人材確保や生産性向上に取り組みます。

株主の皆様におかれましては、今後共より一層のご支援、ご鞭撻を賜りますよう心よりお願い申しあげます。

⑹ 財産及び損益の状況の推移

区分		2016年度 第100期	2017年度 第101期	2018年度 第102期	2019年度 (当期)第103期
営業収益	百万円	455,435	492,127	529,609	570,030
経常利益	百万円	17,301	17,316	19,876	20,744
親会社株主に帰属する当期純利益	百万円	8,950	9,503	11,681	12,081
1株当たり当期純利益	円	61.67	62.64	76.90	79.51
総資産	百万円	285,958	333,972	340,491	356,308
純資産	百万円	114,090	118,056	126,895	134,181

（注）１株当たり当期純利益は期中平均発行済株式総数（自己株式を控除した株式数）により算出しております。

⑺ 主要な事業内容（2020年３月31日現在）

部門	主要な事業内容
① 物流事業	貨物自動車運送事業、鉄道利用運送事業、海上運送事業、国際運送取扱業、倉庫業、荷主の構内における原材料及び製品の包装・移動等の作業、物流センターの運営　等
② 商事・貿易事業	石油販売、商事販売及び貿易事業　等
③ その他事業	ライフサポート事業、フードサービス事業、情報処理受託業　等

⑻ 重要な子会社の状況（2020年３月31日現在）

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
センコー株式会社	10,000 百万円	100.0 %	貨物自動車運送事業、倉庫業及び小運搬構内作業
株式会社スマイル	570 百万円	100.0 %	包装資材製造販売業及び卸売業
株式会社ランテック	519 百万円	100.0 %	貨物自動車運送事業、倉庫業及び小運搬構内作業
センコー商事株式会社	300 百万円	100.0 %	石油類・情報処理機器等の販売
センコーエーラインアマノ株式会社	300 百万円	100.0 %	貨物自動車運送事業、倉庫業及び小運搬構内作業
日本マリン株式会社	300 百万円	60.0 %	内航・外航海運事業
アスト株式会社	100 百万円	70.0 %	紙製品・日用雑貨品等の販売及び輸入
東京納品代行株式会社	98 百万円	100.0 %	百貨店納品代行業、商品管理及び流通加工業
アクロストランスポート株式会社	20 百万円	100.0 %	貨物自動車運送事業、倉庫業及び物流加工業

（注）１．出資比率は間接保有を含んでおります。
　　２．連結子会社は95社であります。

⑼ 主要な営業所等（2020年３月31日現在）

当社	本社	東京都江東区潮見二丁目8番10号
子会社	物流事業	センコー株式会社（大阪市北区） 株式会社ランテック（福岡市博多区） センコーエーラインアマノ株式会社（東京都江戸川区） 日本マリン株式会社（東京都港区） 東京納品代行株式会社（千葉県市川市） アクロストランスポート株式会社（東京都港区）　等
	商事・貿易事業	株式会社スマイル（東京都江東区） センコー商事株式会社（東京都江東区） アスト株式会社（大阪市中央区）　等
	その他事業	株式会社ビーナス（堺市堺区） 株式会社ライフイート（広島県福山市） センコー情報システム株式会社（大阪府八尾市）　等

⑽ 従業員の状況（2020年３月31日現在）

①企業集団の従業員の状況

従業員数	前期末比増減
17,031名	787名増

②当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
104名	22名増	45才7ヶ月	15年8ヶ月

⑾ 主要な借入先（2020年３月31日現在）

借入先	借入額
株式会社三菱UFJ銀行	16,885百万円
株式会社三井住友銀行	7,640百万円
農林中央金庫	4,940百万円

２．会社の株式に関する事項（2020年３月31日現在）

⑴ **発行可能株式総数** 294,999,000株
⑵ **発行済株式の総数** 152,665,676株（自己株式196,245株を除く）
⑶ **株主数** 8,884名
⑷ **大株主**

株主名	持株数	持株比率
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	23,277千株	15.2%
旭化成株式会社	11,676千株	7.6%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社	11,207千株	7.3%
積水化学工業株式会社	6,785千株	4.4%
センコーグループ従業員持株会	6,294千株	4.1%
株式会社かんぽ生命保険	4,485千株	2.9%
三菱UFJ信託銀行株式会社	4,252千株	2.8%
いすゞ自動車株式会社	4,039千株	2.6%
JPMORGAN CHASE BANK	3,977千株	2.6%
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY	3,941千株	2.6%

（注）持株比率は自己株式を控除して計算しております。なお、株式付与ESOP信託口及び役員報酬BIP信託口の保有する701,868株は、上記自己株式に含まれておりません。

3．会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度末日における職務執行の対価として交付された当社の取締役、社外取締役及び監査役の保有する新株予約権の状況（2020年３月31日現在）

・新株予約権の数　358個

・新株予約権の目的となる株式の種類及び数　普通株式 358,000株
（新株予約権１個につき1,000株）

・取締役、社外取締役及び監査役の保有する新株予約権の区分別合計

区分（行使期間）	取締役（社外取締役を除く）		社外取締役		監査役	
	保有者数	個数	保有者数	個数	保有者数	個数
第１回新株予約権 2007年7月21日から2027年6月30日まで	１名	11個	－	－	－	－
第２回新株予約権 2007年7月21日から2027年6月30日まで	１名	２個	－	－	－	－
第４回新株予約権 2008年7月2日から2028年6月30日まで	１名	12個	－	－	－	－
第５回新株予約権 2008年7月2日から2028年6月30日まで	１名	２個	－	－	－	－
第６回新株予約権 2009年7月2日から2029年6月30日まで	１名	11個	－	－	－	－
第７回新株予約権 2009年7月2日から2029年6月30日まで	５名	11個	－	－	－	－
第８回新株予約権 2010年7月2日から2030年6月30日まで	１名	13個	－	－	－	－
第９回新株予約権 2010年7月2日から2040年6月30日まで	６名	12個	－	－	１名	１個
第10回新株予約権 2011年7月2日から2031年6月30日まで	２名	21個	１名	２個	－	－
第11回新株予約権 2011年7月2日から2041年6月30日まで	６名	17個	－	－	１名	３個
第12回新株予約権 2012年7月3日から2032年6月30日まで	２名	22個	１名	２個	－	－
第13回新株予約権 2012年7月3日から2042年6月30日まで	６名	16個	－	－	２名	４個
第15回新株予約権 2013年7月2日から2033年6月30日まで	３名	21個	１名	１個	－	－
第16回新株予約権 2013年7月2日から2043年6月30日まで	５名	13個	－	－	２名	３個
第18回新株予約権 2014年7月2日から2034年6月30日まで	３名	17個	１名	１個	－	－
第19回新株予約権 2014年7月2日から2044年6月30日まで	５名	５個	－	－	２名	３個

区分（行使期間）	取締役（社外取締役を除く）		社外取締役		監査役	
	保有者数	個数	保有者数	個数	保有者数	個数
第20回新株予約権 2015年7月2日から2035年6月30日まで	5名	22個	1名	2個	1名	2個
第21回新株予約権 2015年7月2日から2045年6月30日まで	3名	6個	－	－	1名	1個
第22回新株予約権 2016年7月2日から2036年6月30日まで	4名	14個	－	－	1名	1個
第23回新株予約権 2016年7月2日から2046年6月30日まで	3名	3個	－	－	1名	1個
第25回新株予約権 2017年7月4日から2037年6月30日まで	3名	8個	－	－	3名	3個
第26回新株予約権 2017年7月4日から2047年6月30日まで	5名	16個	1名	1個	－	－
第27回新株予約権 2018年7月3日から2038年6月30日まで	3名	6個	1名	1個	3名	3個
第28回新株予約権 2018年7月3日から2048年6月30日まで	5名	17個	1名	1個	－	－
第29回新株予約権 2019年7月2日から2039年6月30日まで	8名	19個	2名	2個	3名	3個

（注）1．上表の各新株予約権は、全て株式報酬型ストックオプションであります。
2．各新株予約権の行使価額は、全て、1株当たり1円であります。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として交付した新株予約権の状況

①第29回新株予約権（株式報酬型ストックオプション）

・新株予約権の数　24個
・新株予約権の目的となる株式の種類及び数　普通株式　24,000株（新株予約権1個につき1,000株）
・新株予約権の発行価額　1株当たり704円
・新株予約権の行使価額　1株当たり1円
・新株予約権の行使期間　2019年7月2日から2039年6月30日まで
・新株予約権の行使の条件

ア．新株予約権者は、当社及び当社連結子会社の取締役、監査役、執行役員、常務理事、相談役及び顧問等のいずれの地位をも喪失した日の翌日から新株予約権行使期間の満了日まで、新株予約権を行使できるものといたします。

イ．新株予約権者が死亡した場合、その相続人（新株予約権者の配偶者、子、1親等の直系尊属に限る。）は新株予約権者が死亡した日の翌日から3ヶ月を経過する日までの間に限り新株予約権を行使することができるものといたします。

ウ．その他の権利行使の条件は、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約書にて定めるものといたします。

・新株予約権の取得条項
　当社は、当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案が当社株主総会で承認された場合、又は、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転の議案が当社株主総会で承認された場合は、新株予約権を無償で取得することができます。

・新株予約権の区分別交付状況

区　　分	交　付　者　数	新株予約権の数
取　締　役	10名	21個
監　査　役	3名	3個

②第30回新株予約権（株式報酬型ストックオプション）
・新株予約権の数　61個
・新株予約権の目的となる株式の種類及び数　普通株式　61,000株
（新株予約権１個につき1,000株）
・新株予約権の発行価額　無償
・新株予約権の行使価額　１株当たり１円
・新株予約権の行使期間　2019年７月２日から
2049年６月30日まで
・新株予約権の行使の条件
ア．新株予約権者は、当社及び当社連結子会社の取締役、監査役、執行役員、常務理事、相談役及び顧問等のいずれの地位をも喪失した日の翌日から新株予約権行使期間の満了日まで、新株予約権を行使できるものといたします。
イ．新株予約権者が死亡した場合、その相続人（新株予約権者の配偶者、子、１親等の直系尊属に限る。）は新株予約権者が死亡した日の翌日から３ヶ月を経過する日までの間に限り新株予約権を行使することができるものといたします。
ウ．その他の権利行使の条件は、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約書にて定めるものといたします。
・新株予約権の取得条項
　当社は、当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案が当社株主総会で承認された場合、又は、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転の議案が当社株主総会で承認された場合は、新株予約権を無償で取得することができます。
・新株予約権の区分別交付状況

区　　分	交　付　者　数	新株予約権の数
当社執行役員	5名	5個
当社常務理事	3名	3個
当社子会社の取締役	6名	14個
当社子会社の執行役員	18名	18個
当社子会社の常務理事	21名	21個

⑶ その他新株予約権等に関する重要な事項

2017年３月９日開催の取締役会決議に基づき発行した2022年満期円貨建転換社債型新株予約権付社債に付された新株予約権

発行決議の日	2017年３月９日
〔転換社債型新株予約権付社債の内容〕	
社債の総額	100億円
社債の額面金額	1,000万円
利率	本社債には利息を付さない。
社債の発行日	2017年３月28日
償還の方法及び期日	2022年３月28日に本社債額面金額の100％で償還する。
募集方法	主幹事引受会社であるDaiwa Capital Markets Europe Limited の総額個別買取引受による欧州及びアジアを中心とする海外市場(但し、アメリカ合衆国を除く。)における募集。
当事業年度末日における社債の総額	100億円
〔新株予約権の内容〕	
社債に付された新株予約権の総数	1,000個
新株予約権の目的である株式の種類と数	・普通株式 ・新株予約権の行使請求に係る本社債の額面金額の合計額を転換価額で除した数とする。
新株予約権の払込金額	本新株予約権と引換えにする金銭の払込みは要しない。
新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額	・本新株予約権の行使に際しては、本社債を出資するものとし、当該本社債の価額は、その額面金額と同額とする。 ・転換価額　930円
新株予約権の行使期間	2017年４月11日から2022年３月14日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金	・本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、「会社計算規則」第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果１円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。 ・増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。
新株予約権の行使の条件	本新株予約権の一部行使はできないものとする。
当事業年度末日における新株予約権の総数	1,000個

4．会社役員に関する事項

⑴ 取締役及び監査役の状況（2020年３月31日現在）

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	福田泰久	物流事業担当、(兼)センコー㈱代表取締役社長、(兼)全国通運㈱代表取締役会長
取締役（常務執行役員）	佐々木信郎	ビジネスサポート事業推進本部長
取締役（常務執行役員）	白木健一	ライフサポート事業推進本部長
取締役（常務執行役員）	上中正敦	財務担当
取締役（常務執行役員）	村尾進一	経営戦略本部長
取締役	山中一裕	冷凍冷蔵物流事業担当、(兼)㈱ランテック代表取締役社長、(兼)㈱光輝代表取締役社長
取締役	米司博	商事貿易事業担当、(兼)センコー商事㈱代表取締役社長
取締役	谷口玲	海運事業担当、(兼)センコー汽船㈱取締役会長、(兼)日本マリン㈱取締役会長
取締役	飴野仁子	関西大学商学部教授
取締役	杉浦康之	三菱商事㈱顧問 公益財団法人東洋文庫 専務理事
取締役	荒木葉子	荒木労働衛生コンサルタント事務所所長
常勤監査役	松原圭治	
常勤監査役	鷲田正己	
常勤監査役	安光幹治	
常勤監査役	松友泰	

（注）１．取締役飴野仁子、杉浦康之及び荒木葉子の三氏は、社外取締役であります。
２．常勤監査役安光幹治及び松友泰の両氏は、社外監査役であります。
３．常勤監査役松原圭治氏は、当社において経理部門の業務経験を有し、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
４．当社は、東京証券取引所に対して、取締役飴野仁子、杉浦康之、荒木葉子及び常勤監査役松友泰の四氏を独立役員とする独立役員届出書を提出しております。

5．2020年４月１日付をもって、取締役の担当及び重要な兼職の状況が変更され、次のとおりとなりました。

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
取締役（常務執行役員）	上中　正敦	財務担当、(兼)財務経理本部長
取締役	米司　博	商事事業担当、(兼)センコー商事㈱代表取締役社長
取締役	山中　一裕	冷凍冷蔵物流事業担当、(兼)㈱ランテック代表取締役社長

（ご参考）2020年４月１日現在の取締役を兼務しない執行役員は、次のとおりであります。

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
常務執行役員	大野　茂	ＡＳＥＡＮエリア事務所長、（兼）ＳＥＮＫＯ(THAILAND) Co.,Ltd.代表取締役社長、(兼)SMI-SENKO LOGISTICS PTE., LTD代表取締役社長
常務執行役員	竹谷　聡	管理本部長、(兼)総務部長
執行役員	篠原信治	ビジネスサポート事業推進本部副本部長、(兼)企画管理部長、(兼)センコー不動産㈱代表取締役社長
執行役員	小久保　悟	広報・ＩＲ担当
執行役員	増田康裕	ライフサポート事業推進本部事業戦略推進部長

⑵ 取締役及び監査役の報酬等の額

区　　分	支　給　人　員	支　　給　　額
取締役 （うち社外取締役）	14名 (3名)	173百万円 (12百万円)
監査役 （うち社外監査役）	5名 (3名)	78百万円 (35百万円)
合計 （うち社外役員）	19名 (6名)	251百万円 (47百万円)

（注）１．取締役の報酬限度額は、2007年６月28日開催の第90回定時株主総会において年額400百万円以内（但し、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。また別枠で、株式報酬型ストックオプションの額として年額30百万円以内と決議いただいております。
２．監査役の報酬限度額は、2007年６月28日開催の第90回定時株主総会において年額100百万円以内と決議いただいております。また別枠で、2010年６月29日開催の第93回定時株主総会において株式報酬型ストックオプションの額として年額７百万円以内と決議いただいております。
３．報酬等の額には、当事業年度中に費用計上した役員賞与引当金及び2019年５月24日開催の取締役会決議に基づいた株式報酬型ストックオプションの額を含んでおります。
４．取締役の報酬等の額には、上記（注）１とは別枠で、2017年６月28日開催の第100回定時株主総会において決議いただいた業績連動型株式報酬制度に基づき費用計上した額20百万円が含まれております。
５．取締役の支給額に使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
６．当事業年度において、社外役員が当社の子会社から、役員として受けた報酬等の総額は４百万円であります。

⑶ 社外役員に関する事項

①社外取締役

氏　名	当期における主な活動内容
飴 野 仁 子	2019年度の取締役会12回全てに出席し、疑問点を明らかにするため適宜質問し、大学教授という専門の知識と経験に基づいた意見を述べています。
杉 浦 康 之	2019年度の取締役会12回全てに出席し、疑問点を明らかにするため適宜質問し、商事・財務・国際分野における豊富な経験や実績に基づいた意見を述べています。
荒 木 葉 子	2019年６月26日就任以降開催の取締役会９回全てに出席し、疑問点を明らかにするため適宜質問し、医師という専門の知識と経験に基づいた意見を述べています。

（注）１．「取締役及び監査役の状況」に記載の重要な兼職先と当社との間には特別な関係はありません。
２．当社と飴野仁子、杉浦康之及び荒木葉子の三氏との間では、当社定款及び会社法第427条第１項の規定に基づき、会社法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。

②社外監査役

氏　名	当期における主な活動内容
安 光 幹 治	2019年度の取締役会12回全てに出席し、疑問点を明らかにするため適宜質問し、企業経営等の豊富な経験に基づいた意見を述べています。また、2019年度の監査役会20回全てに出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っています。
松 友　　泰	2019年６月26日就任以降開催の取締役会９回全てに出席し、疑問点を明らかにするため適宜質問し、企業経営等の豊富な経験に基づいた意見を述べています。また、同日以降開催の監査役会15回全てに出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っています。

5．会計監査人の状況

⑴ 会計監査人の名称

大手前監査法人

⑵ 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

①「公認会計士法」第２条第１項の監査業務の報酬

45百万円

②当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

82百万円

（注）１．当社と会計監査人との間の監査契約において、「会社法」に基づく監査と「金融商品取引法」に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記の金額にはこれらの合計額を記載しております。

２．監査役会は、取締役、関係部署及び会計監査人から必要な資料の入手、報告を受け、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務執行状況及び報酬見積りの算定根拠などが適切であるかどうかについて、必要な検証を行い審議したうえで、会計監査人の報酬等の額について同意しております。

３．当社の重要な子会社のうち、株式会社ランテックについては、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

⑶ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会では、当該会計監査人が「会社法」・「公認会計士法」等の法令違反による処分を受けた場合、職務上の義務に違反や職務を怠った場合、会計監査人としてふさわしくない非行があった場合、及び心身の故障により職務の執行に支障がある場合には、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。

また、監査役会では、そのほか会計監査人の監査品質・品質管理・独立性等の評価を行い、会計監査人が監査を遂行するに不十分であると判断した場合は、不再任といたします。

この解任又は不再任の決定をした場合は、会計監査人の選任及び解任又は不再任に関する議案の内容を決定のうえ取締役会へ提出し、取締役会は当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

6．取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

⑴取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
①グループ全体のＣＳＲ（企業の社会的責任）経営を推進するために、ＣＳＲ推進委員会を設け、その統括管理の下、各委員会（コンプライアンス、企業倫理、危機管理、環境推進、社会貢献）を設置する。また、グループの内部統制活動を継続し高度化を図るために内部統制委員会を設置する。
②グループ全体の企業倫理・法令順守の強化に向けて「センコーグループ企業行動規準」を定め、それを推進するために各委員会を設け、周知徹底、充実を図るとともに、内部通報制度として「内部通報規程（ヘルプライン）」を定める。
③取締役会は、「取締役会規程」及び「職務権限規程」の定めるところに従い招集し、決議を行う。
④監査役は、法令及び監査役会において定める監査方針に従い、取締役及び執行役員の職務執行を監査する。
⑤監査室（内部監査部門）は、適切な業務運営体制を確保すべく、内部監査を実施し、その結果を代表取締役及び監査役会へ報告する。

⑵取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
取締役及び使用人の職務の執行に係る情報は、「機密管理規程」並びに「情報セキュリティ規程」に基づき、それぞれの職務に従い適切に保存、管理する。

⑶損失の危険の管理に関する規程その他の体制
①当社グループが直面するリスクに対し、組織的かつ適切な予防及び善後策を講じるために、「リスク管理規程」を定め、各リスクの統括部門は、グループ全体のリスクの低減、発生時の適切な対応等に向けた規則等を制定し、周知する。
②リスクが現実化し、重大な損害の発生が予測される場合は、当該リスクを統括する部門及びリスクの発生が予測される部門が協働して、取締役会に報告を行う。
③監査室は、リスク対策等の状況を検証し、代表取締役及び監査役会へ報告する。

⑷取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
①取締役、執行役員及び重要な使用人が適切かつ効率的に職務を執行するために、「取締役会規程」及び「職務権限規程」を定め、権限と責任を明確にする。
②会社に影響を及ぼす重要事項については、多面的な検討を経て慎重に決定するため、会議体を組織し、審議する。

⑸当社並びに子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
イ　子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
グループ会社は経営報告を作成し、グループ会社統括部門、当社監査役等に提出する。
ロ　当社の子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
①当社グループが直面するリスクに対し、組織的かつ適切な予防及び善後策を講じるために、「リスク管理規程」を定め、各リスクの統括部門は、グループ全体のリスクの低減、発生時の適切な対応等に向けた規則等を制定し、周知する。
②グループ会社においてリスクが現実化し、重大な損害の発生が予測される場合は、当該リスクを統括する部門及びリスクの発生が予測されるグループ会社が協働して、リスクを統括する委員会に報告を行う。
③監査室は、グループ会社の管轄部門と連携して、リスク対策等の状況を検証し、代表取締役及び監査役会へ報告する。

ハ　当社の子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
グループ会社の取締役及び使用人が、適切かつ効率的に職務を執行するために、「職務権限規程」及び「職務権限表」並びに「海外現地法人職務権限表」を定め、グループ全体の統一的な管理体制の確立を図る。

ニ　当社の子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

①グループ全体のＣＳＲ（企業の社会的責任）経営を推進するために、ＣＳＲ推進委員会を設け、その統括管理の下、各委員会（コンプライアンス、企業倫理、危機管理、環境推進、社会貢献）を設置する。また、グループの内部統制活動を継続し高度化を図るために内部統制委員会を設置する。

②グループ全体の企業倫理・法令順守の強化に向けて「センコーグループ企業行動規準」を定め、それを推進するために各委員会を設け、周知徹底、充実を図るとともに、内部通報制度として「内部通報規程（ヘルプライン）」を定める。

③グループ会社の取締役及び使用人は、職務の執行にあたり「職務権限規程」及び「職務権限表」並びに「海外現地法人職務権限表」を順守する。

④監査役は、グループ会社の監査役との連携を図り、グループ全体の監視・監査を実効的かつ適正に行えるような体制を構築する。

⑤監査室は、グループ全体の適切な業務運営体制を確保すべく、グループ会社の管轄部門と連携して監査を実施し、その結果を代表取締役及び監査役会へ報告する。

⑹監査役がその職務の補助をすべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
監査室所属の使用人が監査役会の職務を補助する。

⑺前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項及び監査役による当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
監査室所属の使用人の人選等については、監査役会の意向を尊重し、当該使用人は監査役の指示に適切に対応する。

⑻当社の取締役及び使用人、並びに当社子会社の取締役、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告をするための体制
当社の取締役及び使用人、並びに当社子会社の取締役、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者は、法定の事項に加え、下記の事項を遅滞なく当社の監査役会に報告する。

ⅰ．会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項
ⅱ．グループ全体の内部通報制度「ヘルプライン」への通報状況
ⅲ．上記のほか監査役会がその職務遂行上報告を受ける必要があると判断した事項

⑼前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
「就業規則」及び「内部通報規程（ヘルプライン）」を定め、通報者に対する不利益な取扱いを禁止する。

⑽監査役の職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続きその他の当該職務について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
監査役がその職務の執行につき、費用の前払い等を請求したときは、請求に係る費用又は債務が当該監査役の職務の執行に必要でないことを証明した場合を除き、これを拒むことはできない。

⑾その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
①監査役は、取締役会に出席する他、ＣＳＲ推進委員会等の重要会議に出席するとともに、毎年１回、取締役、執行役員に対し、ヒアリングを行い、業務執行状況に関する確認書の提出を求める。
②監査役会は、代表取締役と定期的に会合を持ち、会社が対処すべき課題、監査役監査の環境整備の状況、監査上の重要課題等について意見を交換し、併せて必要と判断される要請を行うなど、代表取締役との相互認識を深めるよう努める。
③監査役会は、必要に応じて、会計監査人に対して報告を求める。

⑿財務報告の信用性を確保するための体制
「金融商品取引法」及びその他の法令の定めに従い、財務報告の信頼性と適切性を確保するため、財務諸表に係る内部統制システムを構築する。また、その仕組みが適正に機能し、運用が継続されるよう評価及び是正を行う。

⒀反社会的勢力排除に向けた体制
反社会的な勢力・団体と関係を持たず、不当な要求に屈しないことを「センコーグループ企業行動規準」に定めるとともに、不当な要求に対してはグループ全体で毅然とした対応をとる。

７．内部統制システムの運用状況の概要

⑴コンプライアンス

「センコーグループ企業行動規準」を定め、周知徹底を図っております。
各種委員会を設け、ＣＳＲ（企業の社会的責任）経営の推進を図っております。
内部通報制度として社内相談窓口及び社外の弁護士を相談窓口とする「ヘルプライン」を設け、周知し、運用しております。

⑵取締役の職務執行

「取締役会規程」、「職務権限規程」及び「職務権限表」で定められた権限・責任及び意思調整（決定）プロセスに従い、取締役会・取締役による決裁が行われており、取締役の職務執行が適切かつ効率的に行われる体制が確保されております。
取締役会では経営に関する重要事項を審議し、合理性・妥当性の判断をしている他、重要事項の報告及び監督を行っております。
「職務権限規程」及び「職務権限表」の定めに応じ、取締役会の他、各会議体により、多面的かつ慎重な審議がなされております。

⑶監査役の職務執行及び内部監査

監査役は取締役会の他、ＣＳＲ推進委員会等の重要な協議の場に出席し、取締役の職務執行、内部統制の整備・運用状況を確認しております。
また、代表取締役との意見交換並びに取締役及び執行役員に対して業務執行状況の確認をすることにより、監査の実効性を高めております。
監査役及び内部監査部門は年間の監査計画に基づいて当社及びグループ会社に対して監査を実施しております。

⑷リスク管理体制

将来発生する可能性のあるリスクを識別し、識別したリスク毎に管轄部署を定め、管理しております。
緊急事態が発生した場合は、関連部署及び現場が協働して、人命優先、物的損害（経営損失）の軽減、業務の早期再開、社会的信用の維持、地域社会への支援と貢献の観点からの対応策を実施する体制を敷いております。

⑸グループ会社管理

グループ会社は月次経営報告をグループ会社統括部門と監査役へ提出するとともに、職務執行状況を報告しております。
グループ会社の取締役及び使用人は、職務の執行にあたり、「職務権限規程」、「職務権限表」及び「海外現地法人職務権限表」に定められた権限・責任に従うとともに、重要事項については意思調整（決定）プロセスに担当部門が関与することにより、適切な職務遂行がなされる体制としております。

⑹財務報告の信用性確保

財務報告の信頼性と適切性を確保するための内部統制体制を整備・運用するとともに、内部統制委員会において整備評価と運用評価を行うことで、その体制が適正に機能しているかを検証しております。

連結貸借対照表

(2020年３月31日現在)

(単位：百万円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	**124,210**	**流動負債**	**111,638**
現金及び預金	28,479	支払手形及び営業未払金	40,985
受取手形及び営業未収入金	74,361	電子記録債務	6,559
電子記録債権	2,651	１年内償還予定の社債	48
たな卸資産	9,615	短期借入金	29,252
その他	9,125	リース債務	3,673
貸倒引当金	△21	未払法人税等	3,745
固定資産	**231,384**	賞与引当金	5,433
有形固定資産	**170,978**	役員賞与引当金	401
建物及び構築物	64,141	その他	21,537
機械装置及び運搬具	23,528	**固定負債**	**110,489**
工具、器具及び備品	2,272	社債	17,072
土地	61,669	転換社債型新株予約権付社債	10,019
リース資産	13,071	長期借入金	55,839
建設仮勘定	6,293	リース債務	13,912
無形固定資産	**13,154**	役員退職慰労引当金	201
投資その他の資産	**47,251**	特別修繕引当金	90
投資有価証券	17,662	株式給付引当金	271
長期貸付金	3,452	退職給付に係る負債	7,060
退職給付に係る資産	2,094	資産除去債務	1,145
差入保証金	14,556	その他	4,876
繰延税金資産	5,996	**負債合計**	**222,127**
その他	4,269	**純資産の部**	
貸倒引当金	△779	**株主資本**	**126,548**
繰延資産	**713**	資本金	26,528
開業費	713	資本剰余金	29,770
資産合計	**356,308**	利益剰余金	70,901
		自己株式	△652
		その他の包括利益累計額	**△1,390**
		その他有価証券評価差額金	779
		繰延ヘッジ損益	14
		為替換算調整勘定	256
		退職給付に係る調整累計額	△2,439
		新株予約権	**432**
		非支配株主持分	**8,590**
		純資産合計	**134,181**
		負債純資産合計	**356,308**

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

（2019年４月１日から
2020年３月31日まで）

（単位：百万円）

科目	金額	
営業収益		**570,030**
営業原価		**503,687**
営業総利益		**66,342**
販売費及び一般管理費		**45,686**
営業利益		**20,656**
営業外収益		
受取利息	110	
受取配当金	143	
持分法による投資利益	408	
受取地代家賃	302	
雑収入	1,250	**2,216**
営業外費用		
支払利息	1,099	
為替差損	236	
雑支出	792	**2,128**
経常利益		**20,744**
特別利益		
補助金収入	578	
固定資産圧縮額戻入益	237	
受取保険金	144	
固定資産売却益	58	
抱合せ株式消滅差益	51	
退職給付制度終了益	46	**1,117**
特別損失		
固定資産圧縮損	564	
子会社清算損	355	
補助金返還損	237	
減損損失	210	
関係会社貸倒引当金繰入額	208	
関係会社株式評価損	189	
固定資産除却損	159	
和解金	117	
投資有価証券評価損	113	
訴訟和解金	55	**2,213**
税金等調整前当期純利益		**19,648**
法人税、住民税及び事業税		**7,009**
法人税等調整額		**102**
当期純利益		**12,536**
非支配株主に帰属する当期純利益		**455**
親会社株主に帰属する当期純利益		**12,081**

（注）記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

（2019年４月１日から
2020年３月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当連結会計年度期首残高	26,528	29,841	62,983	△697	118,656
当連結会計年度変動額					
剰余金の配当			△3,967		△3,967
親会社株主に帰属する当期純利益			12,081		12,081
自己株式の取得				△0	△0
自己株式の処分		4		46	50
連結範囲の変動		42	△195		△152
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動		△119			△119
株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額（純額）					－
当連結会計年度変動額合計	－	△71	7,918	45	7,892
当連結会計年度末残高	26,528	29,770	70,901	△652	126,548

	その他の包括利益累計額					新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計			
当連結会計年度期首残高	1,350	△3	122	△920	548	424	7,265	126,895
当連結会計年度変動額								
剰余金の配当					－			△3,967
親会社株主に帰属する当期純利益					－			12,081
自己株式の取得					－			△0
自己株式の処分					－			50
連結範囲の変動					－			△152
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動					－			△119
株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額（純額）	△571	17	134	△1,519	△1,938	7	1,324	△606
当連結会計年度変動額合計	△571	17	134	△1,519	△1,938	7	1,324	7,285
当連結会計年度末残高	779	14	256	△2,439	△1,390	432	8,590	134,181

（注）記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2020年３月31日現在)

(単位：百万円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	**20,714**	**流動負債**	**63,959**
現金及び預金	8,326	支払手形	1,679
営業未収入金	13	電子記録債務	5,378
前払費用	390	営業未払金	2
未収入金	10,990	短期借入金	11,850
その他	993	１年内返済予定の長期借入金	12,402
貸倒引当金	△1	リース債務	861
固定資産	**195,854**	未払金	287
有形固定資産	**24,754**	未払費用	91
建物	6,521	未払法人税等	70
構築物	791	預り金	31,010
機械及び装置	43	賞与引当金	155
車両運搬具	82	役員賞与引当金	88
工具、器具及び備品	295	その他	82
土地	15,950	**固定負債**	**75,978**
リース資産	258	社債	17,000
建設仮勘定	812	転換社債型新株予約権付社債	10,019
無形固定資産	**2,125**	長期借入金	46,600
借地権	0	リース債務	1,701
電話施設利用権	0	長期未払金	11
権利金	19	株式給付引当金	46
ソフトウェア	11	資産除去債務	45
リース資産	2,092	その他	553
投資その他の資産	**168,974**	**負債合計**	**139,938**
投資有価証券	3,198	**純資産の部**	
関係会社株式	73,308	**株主資本**	**75,704**
関係会社出資金	2,101	**資本金**	**26,528**
長期貸付金	85,858	**資本剰余金**	**25,333**
差入保証金	1,855	資本準備金	24,619
繰延税金資産	1,947	その他資本剰余金	713
その他	1,307	**利益剰余金**	**24,493**
貸倒引当金	△603	利益準備金	1,505
		その他利益剰余金	22,988
		別途積立金	16,917
		繰越利益剰余金	6,070
		自己株式	**△652**
		評価・換算差額等	**493**
		その他有価証券評価差額金	493
		新株予約権	**432**
		純資産合計	**76,630**
資産合計	**216,568**	**負債純資産合計**	**216,568**

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

損　益　計　算　書

（2019年４月１日から
2020年３月31日まで）

（単位：百万円）

科目	金額	
営業収益		
営業収入	5,328	
関係会社受取配当金	5,013	**10,342**
営業原価		**2,321**
営業総利益		**8,021**
販売費及び一般管理費		**3,529**
営業利益		**4,491**
営業外収益		
受取利息	1,129	
受取配当金	91	
雑収入	53	**1,274**
営業外費用		
支払利息	836	
為替差損	213	
雑支出	44	**1,093**
経常利益		**4,672**
特別利益		
受取保険金	32	**32**
特別損失		
子会社清算損	355	
関係会社貸倒引当金繰入額	208	
関係会社株式評価損	189	
固定資産除却損	38	**792**
税引前当期純利益		**3,912**
法人税、住民税及び事業税		**15**
法人税等調整額		**△98**
当期純利益		**3,995**

（注）記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

（2019年４月１日から
2020年３月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計
						別途積立金	繰越利益剰余金	
当期首残高	26,528	24,619	708	25,328	1,505	17,217	5,743	24,466
事業年度中の変動額								
別途積立金の取崩				－		△300	300	－
剰余金の配当				－			△3,967	△3,967
当期純利益				－			3,995	3,995
自己株式の取得				－				－
自己株式の処分			4	4				－
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）				－				－
事業年度中の変動額合計	－	－	4	4	－	△300	327	27
当期末残高	26,528	24,619	713	25,333	1,505	16,917	6,070	24,493

	株主資本		評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計		
当期首残高	△697	75,626	853	853	424	76,903
事業年度中の変動額						
別途積立金の取崩		－		－		－
剰余金の配当		△3,967		－		△3,967
当期純利益		3,995		－		3,995
自己株式の取得	△0	△0		－		△0
自己株式の処分	46	50		－		50
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）		－	△359	△359	7	△351
事業年度中の変動額合計	45	78	△359	△359	7	△273
当期末残高	△652	75,704	493	493	432	76,630

（注）記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

2020年５月19日

センコーグループホールディングス株式会社
取　締　役　会　御　中

大手前監査法人
大阪府大阪市

指定社員 業務執行社員　公認会計士　古谷一郎　㊞

指定社員 業務執行社員　公認会計士　和田裕之　㊞

指定社員 業務執行社員　公認会計士　橋口健志　㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、センコーグループホールディングス株式会社の2019年４月１日から2020年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、センコーグループホールディングス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
・　連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

2020年５月19日

センコーグループホールディングス株式会社
取　締　役　会　御　中

大　手　前　監　査　法　人
大　阪　府　大　阪　市

指定社員 業務執行社員　公認会計士　古　谷　一　郎　㊞
指定社員 業務執行社員　公認会計士　和　田　裕　之　㊞
指定社員 業務執行社員　公認会計士　橋　口　健　志　㊞

監査意見
　当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、センコーグループホールディングス株式会社の2019年４月１日から2020年３月31日までの第103期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。
　当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
　当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任
　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。
　計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。
　監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告書　謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2019年４月１日から2020年３月31日までの第103期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

⑴　監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

⑵　各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①　取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②　事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③　会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の執行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

２．監査の結果

⑴　事業報告等の監査結果

①　事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②　取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③　内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

⑵　計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人大手前監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

⑶　連結計算書類の監査結果

会計監査人大手前監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年５月21日

センコーグループホールディングス株式会社　監査役会

常勤監査役　松　原　圭　治　㊞

常勤監査役　鷲　田　正　己　㊞

常勤監査役（社外監査役）　安　光　幹　治　㊞

常勤監査役（社外監査役）　松　友　　泰　㊞

以　上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第１号議案　剰余金の処分の件

当社は、株主の皆様への利益還元を充実させるため、安定配当に加え、業績連動を考慮した配当を実施することを利益配分に関する基本方針としております。また、将来の事業展開と経営体質の強化のための内部留保を確保する必要があります。このような観点のもと、当期の剰余金の処分につきましては、下記のとおりといたしたいと存じます。

１．期末配当に関する事項

当期の期末配当金につきましては、当期の業績を勘案いたしまして、１株につき13円とさせていただきたいと存じます。なお、中間配当金として１株につき13円をお支払いしておりますので、年間の配当金は１株につき26円となります。

⑴　配当財産の種類

金銭

⑵　株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式１株につき金13円　　総額　1,984,653,788円

⑶　剰余金の配当が効力を生じる日

2020年６月26日

２．剰余金の処分に関する事項

⑴　減少する剰余金の項目及びその額

繰越利益剰余金　　100,000,000円

⑵　増加する剰余金の項目及びその額

別途積立金　　100,000,000円

⑶　実施理由

今後の経営環境の変化に対応した株主還元等の機動的な資本政策の実現を可能とするためであります。

第２号議案　会計監査人選任の件

当社の会計監査人である大手前監査法人は、本総会終結の時をもって任期満了により退任されますので、新たに会計監査人の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の決定に基づいております。

また、監査役会が太陽有限責任監査法人を会計監査人の候補者とした理由は、同監査法人が当社の会計監査人に求められる専門性、独立性及び適切性を有し、当社の会計監査が適切かつ妥当に行われることを確保する体制を備えているものと判断したためです。

会計監査人候補者は、次のとおりであります。

（2020年３月31日現在）

名　　称	太陽有限責任監査法人		
事 務 所	主たる事務所　東京都港区元赤坂一丁目２番７号		
沿　　革	1971年 ９月	太陽監査法人設立	
	1994年10月	グラントソントン インターナショナル加盟	
	2006年 １月	ＡＳＧ監査法人と合併し社名を太陽ＡＳＧ監査法人に変更	
	2008年 ７月	有限責任監査法人への移行に伴い、社名を太陽ＡＳＧ有限責任監査法人に変更	
	2012年 ７月	永昌監査法人と合併	
	2013年10月	霞が関監査法人と合併	
	2014年10月	社名を太陽有限責任監査法人に変更	
	2018年 ７月	優成監査法人と合併	
概　　要	資本金		464百万円
	構成人員	代表社員・社員	81名
		特定社員	３名
		公認会計士	291名
		公認会計士試験合格者等	173名
		その他専門職	190名
		事務職員	81名
		合計（非常勤を除く。）	819名
		被監査会社数	959社

（注）会計監査人候補者は、過去２年間に当社の子会社から会計処理に係る指導・助言業務に対する報酬を受けております。

第３号議案　取締役（社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

当社の取締役報酬等の額は2007年６月28日開催の第90回定時株主総会において、年額400百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）とご承認いただき、また、これとは別枠でストック・オプションとして年額30百万円以内とご承認いただいております（さらに、2017年６月28日開催の第100回定時株主総会において当社取締役（社外取締役及び非居住者を除く。）の業績連動型株式報酬の2018年３月31日に終了する事業年度から３事業年度分の上限額を70百万円とご承認いただいております。）。今般、取締役に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与するとともに、取締役と株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、上記ストック・オプションの報酬枠を廃止し、また、上記の報酬枠とは別枠で当社の取締役に対し、新たに譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給することにつきご承認をお願いいたします。

本議案に基づき当社の取締役（社外取締役を除く。以下「対象取締役」という。）に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬の総額は、上記の目的を踏まえ相当と考えられる金額として、年額30百万円以内といたします。また、各対象取締役への具体的な配分については、取締役会において決定することといたします。

なお、本議案が本株主総会において承認可決されることを条件に、すでに付与済みのものを除き、取締役に対するストック・オプション制度を廃止し、今後、取締役に対するストック・オプションとしての新株予約権の新たな発行は行わないことといたします。

また、2010年６月29日開催の第93回定時株主総会において、当社監査役のストック・オプションとして年額7百万円以内とご承認いただいておりますが、本議案が本株主総会において承認可決されることを条件に、すでに付与済みのものを除き、監査役に対するストック・オプション制度についても廃止し、今後、監査役に対するストック・オプションとしての新株予約権の新たな発行は行わないことといたします。

対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき、本議案により生ずる金銭報酬債権の全部を現物出資財産として給付し、当社の普通株式について発行又は処分を受けるものとし、これにより発行又は処分をされる当社の普通株式の総数は年60,000株以内（ただし、本議案が承認可決された日以降、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含む。）又は株式併合が行われた場合その他譲渡制限付株式として発行又は処分をされる当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には当該総数を合理的な範囲で調整する。）とし、その１株当たりの払込金額は各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として対象取締役に特に有利とならない範囲において取締役会にて決定します。また、これによる当社の普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と対象取締役との間で概要、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」という。）を締結するものとします。

(1) 対象取締役は、譲渡制限付株式の交付日から当社の取締役その他当社取締役会で定める地位のいずれの地位も喪失する日までの間（以下「譲渡制限期間」という。）、本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」という。）について譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下「譲渡制限」という。）。

(2) 対象取締役が、当社の取締役会で別途定める期間（以下「役務提供期間」という。）が満了する前に上記(1)のいずれの地位も喪失した場合には、当社の取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。

(3) 当社は、対象取締役が、役務提供期間の間、継続して、当社の取締役その他当社取締役会で定める地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、対象取締役が、上記(2)に定める当社の取締役会が正当と認める理由により、役務提供期間が満了する前に上記(1)に定めるいずれの地位も喪失した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。

(4) 当社は、譲渡制限期間が満了した時点において上記(3)の定めに基づき譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(5) 当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。

(6) 上記(5)に規定する場合においては、当社は、上記(5)の定めに基づき譲渡制限が解除された直後の時点においてなお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(7) 本割当契約における意思表示及び通知の方法、本割当契約改定の方法その他取締役会で定める事項を本割当契約の内容とする。

(ご参考)

当社は、本議案が本株主総会において承認可決されることを条件に、当社の執行役員及び常務理事並びに当社子会社であるセンコー株式会社の取締役、執行役員及び常務理事に対し上記譲渡制限付株式と同様の譲渡制限付株式を付与する予定であります。

以　上

MEMO

MEMO

会場ご案内

本定時株主総会の会場は、下記のとおりでございます

大阪市北区大淀中一丁目１番30号
梅田スカイビル タワーウエスト3階
ステラホール



交通機関のご案内

- 【JR大阪駅】中央北口より　徒歩15分
- 【阪急大阪梅田駅】茶屋町口より　徒歩15分
- 【地下鉄御堂筋線梅田駅】5番出口より　徒歩15分

UD FONT